

農業委員会だより

ゆふの風

【第24号】

由布市農業委員会
令和8年3月26日



庄内駅前から里山の風景を望む

☆農地の転用を行うには、前もって農業振興地域（農用地区域）からの除外が前提となります。

☆農地の転用は、許可申請を行い、転用許可を得る必要があります。（農地法第4条・5条）

☆農地を相続した場合は、10ヶ月以内に農業委員会へ届けてください。（農地法第3条の3）

目次

農地法による手続きが必要です!!.....②

農業頑張ってます!!.....②③

農地バンク登録農地一覧表.....④⑤

農地中間管理事業について（お知らせ）
全国農業新聞を購読しませんか
編集後記.....⑥

農地法による手続きが必要です！！

農地を売買や贈与するときは、許可を受ける必要があります。(農地法第3条)
 農地を住宅や資材置場、駐車場等の農地以外の用途に転換することを「農地転用」といいますが、この場合も許可を受ける必要があります。(農地法第4条、農地法第5条)
 ＊ただし、転用予定地が農用地区域内農地、もしくは第1種農地の場合は原則として転用ができませんので、詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

農地法第3条 農地を農地として、他の人が耕作するなど
 所有権移転（贈与・売買等）

高齢のため離農したい。
 誰かに耕作してもらいたいな。

農業をするのに
 土地が欲しいな。

農地法第4条 自分の農地を農地以外の
 用途に使うとき

持っている田や畑を
 家にしたいな。

農地法第5条 農地以外の用途変更と
 所有権移転（売買・貸借等）

農地を手放して、アパートや
 駐車場にしたいな。

問合せ 由布市農業委員会事務局 電話：097-582-1303

えど すずむ 江渡 進 さんの 紹介 です

農業頑張ってます!!

地域に根ざす新たな「農」のかたち ～庄内で歩み始めた江渡さんの挑戦～

「プラスチックの研究職を辞して庄内に戻ったのは、42歳の11月でした」。そう語るのは、庄内地区で茄子やマクワウリ、蕎麦などを育てながら養鶏に取り組む江渡さん。

庄内に戻り、母親からの「ヒヨコを育ててほしい」という一言が転機となり、孵卵器で10羽のヒヨコを孵化させたことをきっかけに、地域の人々とのつながりが広がっていった。「ヒヨコたちが結んでくれたご縁は、今でも大切な宝物です」と微笑む。

2年前からは、3名の先生のもとで本格的に米づくりの修行を開始。想像以上の難しさに驚きながらも、昔の農具や飢饉の歴史に興味を持ち、由布市立図書館や庄内図書館で江戸時代の農書を読み漁るなど、学びを深めている。「AIの高速な回答も便利ですが、本からじっくり学ぶ時間が好きなんです」と語る姿に、探究心と誠実さがにじむ。

来秋には、初めての椎茸の収穫を予定している。椎茸の成長に負けぬよう、ドローンの国家資格や防災士、GPS・GISなどのスキルも磨きながら、地域に貢献できる人材としての歩みを続けている江渡さん。その姿は、庄内の新たな「農」のかたちを体現しているようだ。



(農業委員 佐藤 (誠))

まつ お ゆう が 松尾 侑河 さんの紹介です

松尾さんは2022年から2年間の研修を経て2024年に梨50aで新規就農されました。

昨年は夏場の高温障害や販売方法で悩んだそうです。

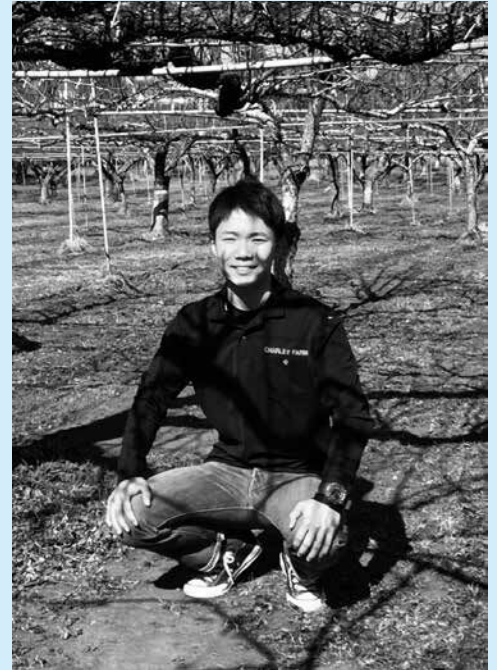
農業をやっていて良かった事、楽しい事は？との質問に松尾さんは少し困って、そこから出てきた言葉は「難しいし辛いけど、それがやりがいで、自分の梨園に愛着を感じる」、「梨の生育と自分の成長が、両輪のように互いに支え合う中で、充実感もある」と話してくれました。

これまでの経験から現実の厳しさにも触れ、軽口を叩かない若者に対して、農業(梨)に向き合う謙虚な姿勢が伝わってくるインタビューとなりました。

今後は基盤整備園地で1ha梨を作付する計画だそうです。

これからの活躍が今から楽しみな松尾さんに希望を感じました。

(農業委員 衛藤)



いわ い なか こう た 岩井中 浩太 さんの紹介です

別府市内の病院で、理学療法士として勤務していたが、食糧難を危惧し農業の道へ。

「苦勞は旨味」を信念に、お米作りに奮闘中。試行錯誤を繰り返しながら、年々作付面積を拡大し、今年は約4haに挑戦する。「生産者の顔が見えるお米の販売」を実践するため、庄内に店舗もかまえている。また、これからの農業担い手不足の解消、中山間地域での営農を少しでも改善できるように、農事組合法人や地域企業との連携を深めていきたいと熱く語る。若い世代に「自然の中ではたらくこと」を選択肢として持ってもらえるようにとの目標をもっており、これからの活躍が楽しみです。

(農業委員 大津)



農地バンク登録農地一覧表①（令和8年2月末現在）

現在、農地バンクに登録されている売買、貸出希望の農地一覧です。

番号	申請（受付）年月	登録農地					備考
		農地の所在		地目	地積（㎡）	希望する権利移動・設定	
1	H25.9月	湯布院町 川西 字横林 3436-3	外1筆	田	2,688	売買・賃借権・使用貸借権	
2	H25.9月	挾間町 篠原 字鶴 477-3		田	372	賃借権	
3	H26.2月	庄内町 阿蘇野 字葛小野 3652	外1筆	田	1,118	使用貸借権	
4	H26.3月	湯布院町 川西 字休場 743-1	外1筆	田	844	売買	
5	H26.4月	庄内町 五ヶ瀬 字久保 1363-1	外1筆	田	3,348	使用貸借権	
6	H26.7月	庄内町 畑田 字天神山 182-1	外5筆	田・畑	2,304	売買・使用貸借権	
7	H26.8月	庄内町 西 字壺ノ内 59	外2筆	田	2,941	賃借権	
8	H26.12月	挾間町 時松 字鎌木 1362-1	外3筆	田	4,818	売買・賃借権・使用貸借権	
9	H26.12月	挾間町 挾間 字牛踏 216		田	1,937	賃借権	畑 利用可
10	H27.4月	湯布院町 湯平 字宮ノ下 660-2		田	89	使用貸借権	
11	H27.4月	湯布院町 塚原 字向作 909-1	外2筆	田	6,530	使用貸借権	
12	H27.4月	庄内町 五ヶ瀬 字野尻 205	外1筆	田	2,557	使用貸借権	
13	H27.5月	庄内町 西 字西鶴 1529-1	外1筆	田	1,701	使用貸借権	
14	H27.5月	庄内町 洲 字山田 915	外3筆	田	5,144	使用貸借権	
15	H27.5月	湯布院町 川北 字泉代 157-2	外3筆	田	2,132	売買・賃借権・使用貸借権	
16	H27.5月	挾間町 小野 字梶屋久保 2282-1		田	980	賃借権	
17	H27.6月	庄内町 西大津留 字板畑 405		田	732	使用貸借権	
19	H27.10月	湯布院町 中川 字フナリ 355	外2筆	田	2,556	賃借権・使用貸借権	
20	H28.4月	庄内町 大龍 字大石 2328-1	外3筆	田	1,823	売買	
21	H28.10月	湯布院町 下湯平 字山ノ上 3189	外1筆	田	1,266	売買	
22	H28.12月	庄内町 五ヶ瀬 字林 415	外5筆	田・畑	4,536	売買・賃借権・使用貸借権	
23	H29.3月	湯布院町 川西 字中原園 2662-1	外11筆	田	8,990	使用貸借権	
24	H29.10月	湯布院町 中川 字日草原 845	外2筆	田	4,735	売買	
25	H29.12月	挾間町 時松 字ラン地 544	外2筆	田	4,565	賃借権	
26	H29.12月	挾間町 鬼崎 字東原 1561		田	882	売買・賃借権	畑 利用可
27	H29.12月	庄内町 龍原 字本村 1285		畑	214	売買	
28	H30.3月	湯布院町 中川 字泉水田 808-1	外4筆	田	3,322	売買	畑 利用可
29	H30.3月	挾間町 時松 字ラン地 514-1	外13筆	田	13,579	売買・賃借権・使用貸借権	
30	H30.4月	挾間町 来鉢 字ナベノハル 2901-1	外1筆	田	2,328	賃借権・使用貸借権	
31	H30.7月	挾間町 鬼崎 字鶴 739-1	外2筆	田	1,273		畑 利用可
32	H30.8月	庄内町 大龍 字内川野 1369-1	外1筆	田	380	売買	畑 利用可

◆農地バンクを利用しませんか？◆

《農地を貸したい・売りたい人》

農業委員会にて農地バンク登録申請書を記入し農地を登録。

※必ず借り手・買い手が見つかる訳ではありません。

荒廃していて農地に復旧ができない土地は登録できません。

登録しても管理は継続して行ってください。

《農地を借りたい・買いたい人》

農業委員会にて登録農地情報・地図などを確認できます。

話を進めていきたい場合、市担当者経由で所有者へ連絡。

合意に至ったら所有権移転や貸借契約の申請を行う。

農地バンク登録農地一覧表②（令和8年2月末現在）

現在、農地バンクに登録されている売買、貸出希望の農地一覧です。

番号	申請(受付)年月	登録農地					備考
		農地の所在		地目	地積(m ²)	希望する権利移動・設定	
33	H30.11月	挾間町 高崎 字フルトノ 171	外 5 筆	田	5,773	売買・賃借権	
34	H31.4月	庄内町 東大津留 字堀ノ内 449-6	外 13 筆	田	13,090	売買・賃借権	畑 利用可
35	R2.3月	挾間町 鬼崎 字東原 1575	外 1 筆	田	3,132	売買	
36	R3.4月	庄内町 西 字原田 279	外 2 筆	田	1,535	売買	畑 利用可
37	R3.7月	挾間町 筒口 字辻尾 1827-1	外 3 筆	田	4,006	売買	
38	R3.7月	挾間町 谷 字生田原 210-1	外 12 筆	田・畑	6,009	売買	
39	R3.11月	挾間町 鬼崎 字北原 1293	外 2 筆	田	4,015	賃借権	
40	R4.5月	挾間町 来鉢 字フクロヲ 22-1		田	744	売買	
41	R4.5月	湯布院町 川西 字前田 844-1		田	1,877	賃借権	
42	R4.7月	挾間町 来鉢 字マイノハル 2639-1	外 2 筆	畑	2,010	売買	畑 利用可
43	R4.11月	庄内町 西 字寺ノ下 786-1		田	3,291	賃借権	
44	R5.2月	挾間町 篠原 字折久保 22	外 7 筆	田・畑	10,694	売買・賃借権	
45	R5.2月	挾間町 下市 字堤口 854		田	619	売買・賃借権	
46	R5.2月	挾間町 来鉢 字上ノツル 2229	外 10 筆	田・畑	8,187	売買・賃借権	
47	R5.3月	挾間町 谷 字畑中 1329-3	外 4 筆	田・畑	3,099	賃借権	
48	R5.4月	庄内町 高岡 字東ノ平 2338-30	外 1 筆	畑	6,719	賃借権	
49	R5.4月	庄内町 高岡 字弓田 2271		田	480	賃借権	畑 利用可
50	R5.8月	庄内町 畑田 字若宮 37-2		田	1,727	売買	
51	R5.9月	挾間町 小野 字堀ノ内 2027-1	外 1 筆	田	1,818	売買・賃借権・使用貸借権	
52	R5.11月	挾間町 下市 字上島 731	外 1 筆	田	1,204	売買・賃借権・使用貸借権	
53	R6.1月	挾間町 小野 字下ノ鶴 102-1	外 2 筆	田	5,392	売買・使用貸借権	
54	R6.1月	庄内町 高岡 字ガラランダ 9		田	1,515	使用貸借権	
55	R6.1月	庄内町 西 字西鶴 1529-1	外 3 筆	田・畑	3,245	売買	
56	R6.3月	挾間町 下市 字見取 38		田	1,059	賃借権	
57	R6.7月	庄内町 大龍 字横井手下 2405	外 1 筆	田	1,303	売買・使用貸借権	
58	R6.9月	挾間町 内成 字ラウハタケ 3802-3	外 2 筆	田	10,671	売買・賃借権・使用貸借権	
59	R6.10月	挾間町 篠原 字尾田 1060-4	外 5 筆	田	5,426	売買	
60	R6.12月	挾間町 下市 字上島 584-1		田	3,582	売買	
61	R7.5月	庄内町 高岡 字南 1095-1	外 4 筆	田	4,959	賃借権・使用貸借権	
62	R7.6月	挾間町 来鉢 字カゲノキ 1184	外 5 筆	田	12,125	売買・賃借権・使用貸借権	
63	R7.6月	挾間町 谷 字生田原 313-1		畑	1,250	売買・賃借権・使用貸借権	
64	R7.10月	湯布院町 川上 字八斗盛 1062-1	外 3 筆	田	3,512	売買・賃借権・使用貸借権	
65	R7.11月	庄内町 阿蘇野 字無田 16	外 5 筆	田	8,610	売買・賃借権・使用貸借権	畑 利用可
66	R7.11月	湯布院町 川北 字鏡出 1087-1		田	1,058	賃借権・使用貸借権	畑 利用可
67	R8.2月	挾間町 来鉢 字カゲノキ 1070	外 2 筆	田	2,538	売買・賃借権・使用貸借権	畑 利用可

注) 申請者(所有者)ごとに番号で分かれています。

※それぞれの農地について、所在など詳細な情報が知りたい方は、由布市農業委員会事務局へお訪ねください。

(TEL 097-582-1303)

農地中間管理事業について（お知らせ）

農地中間管理機構（公益社団法人 大分県農業農村振興公社）が農業経営のリタイア、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度です。農地の出し手は、公的な機関が農地を預かりますので、安心して貸すことができます。



こんな時は是非ご相談ください

- ・リタイアするので農地を貸したいとき
- ・利用権を交換して、分散した農地をまとめたいとき
- ・新規就農するので農地を借りりたいとき等

詳しくは…

大分県農業農村振興局公社
(大分県農地中間管理機構)

ホームページ ⇒



お問合せ先 由布市農政課 ☎ 097-582-1293
「農地中間管理担当」までお願い致します

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は農業者の公的代表的機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。タイムリーな農政・農業の動きや解説に力点を置いた週刊新聞で月4回発行されています。農業に役立つ経営・技術の情報のほか、地方版のページでは由布市の記事が年に1回程度掲載されます。

この新聞は紙版と電子版の二通りの購読申込方法があり、電子版はスマートフォンやパソコンで閲覧できます。また、紙版の購読者は電子版の閲覧も可能です。この機会に購読については是非ご検討ください。

◆購読料

- 新聞本紙：月 700 円 (税込)
→令和8年4月より月 900 円 (税込)
- 電子版：月 500 円 (税込)
→令和8年4月より月 700 円 (税込)



◆お問合せ・紙版のお申込み先

由布市農業委員会 ☎097-582-1303

※全国農業新聞の詳細は

ホームページでご確認ください。



編集後記

先日、東京での研修に参加し、農地の活用や担い手支援、都市と農村をつなぐ取り組みなど、さまざまな事例を学んできました。研修では、大谷翔平選手も活用していたことで知られる「マンダラチャート」に取り組み、目標や地域農業の将来について改めて整理する機会もありました。また、女性の参画についての話題も多く、農業や地域づくりの現場において、多様な視点に加わることの大切さを実感しました。

全国にはジェラート作りを学ぶためイタリアへ留学した酪農家の奥さんなど、自ら学び挑戦しながら地域で活動されている方々もいて、大きな刺激を受けました。

農業を取り巻く課題は全国共通ですが、それぞれの地域に合った工夫と人とのつながりが、未来を切り開いていると感じています。由布市にも豊かな農地とそれを守り育ててきた皆さんの知恵があります。今回の研修で得た学びを持ち帰り、地域の実情に寄り添った取り組みに少しでも生かしていけたらと思います。「ゆふの風」が農地と人、そして次の世代をつなぐ架け橋となることを願っています。

「ゆふの風」編集委員

委員長 江藤 国子
副委員長 衛藤 将明
委員 秋吉 一郎
佐藤 誠一郎
大津 雄司

(農業委員 江藤)